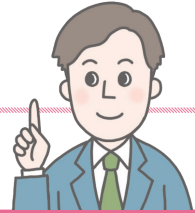


公務によらない病気や負傷で休職などになった場合は、傷病手当金を請求することができます



支給要件

在職中

組合員が公務によらない病気や負傷の療養のため勤務することができなくなり、そのために報酬が支給されなくなったとき

退職後

1年以上組合員であった者が、退職日までに引き続き3日を超えて病気や負傷の療養のために休業し、退職後も引き続き療養のため就労できないとき

支給期間

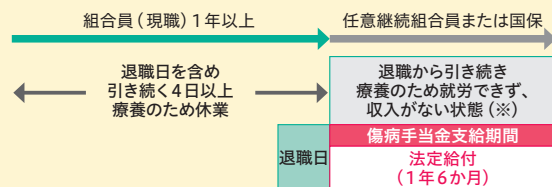
傷病手当金（法定給付） → 1年6か月の範囲内

傷病手当金附加金（附加給付） → 法定給付支給終了後、6か月の範囲内

例1 病気休暇（有給）に引き続き病気休職（有給1年間、無給2年間）が発令された場合



例2 療養のため勤務できなくなった日から4日以上経過し、復職せずに退職した場合



病気休職（有給）期間中であっても、傷病手当金の額が報酬額より多いときは、傷病手当金の一部が支給されます。この場合、病気休職（無給）期間中に傷病手当金の支給が終了します。

※退職後、傷病が軽快し仕事ができる状態であるにも関わらず、単に適職がないなどの理由で就労せず収入がない場合には、傷病手当金は支給されません。

支給金額

平均標準報酬日額 × 2/3 × 支給日数

(1円未満四捨五入)

平均標準報酬日額

(傷病手当金支給開始月を含む過去12か月の標準報酬月額) ÷ 22

例1 傷病手当金支給開始月（令和4年1月）、過去12か月に標準報酬月額（470,000円）の変更がない

470,000円 × 12か月 ÷ 12か月 = 470,000円

470,000 ÷ 22 = 21363.6 (10円未満四捨五入) ÷ 21,360円 平均標準報酬日額

例2 過去12か月間に標準報酬月額に変更があった

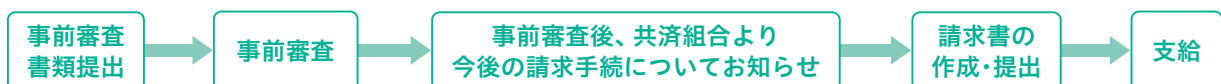
① 令和3年1月～令和3年2月（2か月） 470,000円 ② 令和3年3月～令和3年12月（10か月） 440,000円

① 470,000円 × 2か月 = 940,000円 ② 440,000円 × 10か月 = 4,400,000円

(① 940,000円 + ② 4,400,000円) ÷ 12か月 = 445,000円

445,000円 ÷ 22 = 20227.2 (10円未満四捨五入) ÷ 20,230円 平均標準報酬日額

支給手続



現職、退職の方共に、事前審査の必要書類は所属所において取りまとめて提出してください。（傷病手当金の詳細については、「福利厚生ハンドブック（令和3年度保存版）」P33～34も参照してください。）

傷病手当金の請求に当たっては、
まず所属所に相談してください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827